

平成23年7月15日

更生債権者等各位

更生会社株式会社武富士
管財人 小畑 英一

更生計画案提出のお知らせ

当社は、本日、東京地方裁判所に更生計画案を提出しましたのでお知らせ致します。

更生計画案のポイントは別紙に記載のとおりです。

更生計画案について裁判所から付議決定を受け次第、皆様のお手元にご郵送させていただきます予定です。

今後、関係各位のご支援とご協力をいただきながら、10月末から11月上旬を目途として東京地方裁判所から更生計画認可決定を得たいと考えております。

何卒、更生計画案へのご理解と投票へのご協力をお願い申し上げます。

【更生計画案のポイント】

第1 再建の基本方針

更生会社は、法令遵守体制を維持しつつ、個人消費者の資金需要に応えるため、会社分割によってスポンサーである A&P Financial Co., Ltd. (A&P 社) のグループ会社に消費者金融事業を承継させ、事業についての再建を図り、更生債権等の弁済は分割会社において行う。

第2 更生計画の骨子

1 更生担保権

確定更生担保権全額を、更生計画認可決定日から3か月を経過する日の属する月の末日までに弁済する。

2 優先的更生債権

(1) 租税等の請求権

延滞金等については、徴収権者の意見を聴取し若しくは同意を得て、その全額について免除を受け、本税等は届出債権額の全額を、更生計画認可決定日から3か月を経過する日の属する月の末日までに一括納付する。

(2) 労働債権

退職金債権については、確定債権額のうち、元本等更生債権を更生計画認可決定日から3か月を経過する日の属する月の末日までに一括弁済する。確定給付企業年金規約に基づく特別掛金にかかる債権については、確定債権額全額を確定給付企業年金規約の定めに従って弁済する。

3 一般更生債権

(1) 第1回弁済

元本等更生債権の3.3%に相当する金額を、更生計画認可決定日から1年を経過する日の属する月の末日までに弁済する。

(2) 第2回弁済

すべての更生債権等の額が確定するとともに、更生会社が保有する全資産の換価・回収が完了し、その時点での現預金から共益債権等を控除したうえで弁済原資を確保できた場合には、第2回弁済を実施し、残額の免除を受ける。

4 弁済の基本的考え方

本更生計画案における、更生債権等の主たる弁済原資は、手元現預金、会社分割の対価としてスポンサーから支払われる資金および資産処分や債権回収等によって得られる資金である。

このうち、法人税の還付請求、証券会社および旧役員に対する損害賠償請求等により得られた資金も弁済原資となり得るが、請求権の確定と回収までには相当程度の時間を要することから、更生計画案提出時点では弁済原資となる金額が確定していない。

そこで、現預金および会社分割の対価を弁済原資として、更生計画認可決定後速やかに、第1回目の弁済を実施するとともに、その後の回収金等から共益債権等を控除した残額を全て第2回弁済に充てる。

そのため、現時点で弁済率を明らかにすることは困難であるが、仮に、管財人による上記請求が認められ、その回収が実現した場合には、相当程度の弁済が可能となる。

また、本件は、一般更生債権者が約91万人と膨大な数であることから、一般更生債権の第1回弁済は、更生計画認可決定日から1年以内に行う。

以上